

都市計画マスタープラン・立地適正化計画の概要について

◆計画策定の背景・目的

西東京市では、将来的に予測される人口減少や進行しつつある少子高齢化のほか都市インフラの維持管理に関する財政負担や防災対策への意識の高まり、脱炭素社会に向けた取組の要請、ICTの発展などへの対応が求められています。

こうした状況を踏まえつつ、安全で快適な利便性の高い生活を実現する都市構造の構築を目指すことを目的として、「都市計画マスタープラン」の改定とともに、施策や方針の実効性を高めるために「立地適正化計画」も合わせて策定することとしました。

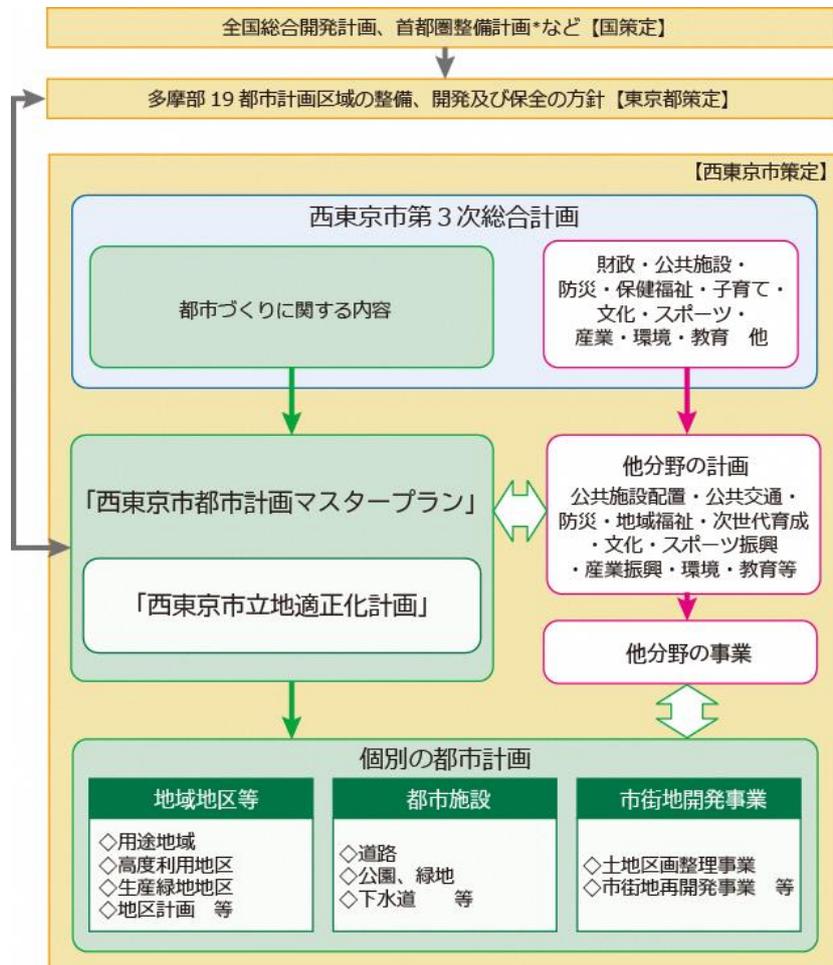
◆都市計画マスタープランとは[関係法令:都市計画法第 18 条の2]

- 都市計画に関する基本的な方針を示したもので、西東京市の基本構想において示される理念や将来都市像等を都市計画の分野で具体的に示す計画です。
- 今回の都市計画マスタープランの策定にあたっては、立地適正化計画の要素を取り入れた一つのまちづくり計画として、より詳細なまちづくりの方向性を示します。

◆立地適正化計画とは[関係法令:都市再生特別措置法第 81 条]

- 居住機能や商業・医療・福祉、公共交通等の都市機能の誘導により、都市計画マスタープランで目指すまちづくりの実効性を高める戦略的ツールとして、都市計画マスタープランの一部と見なされる計画です。また、令和2年に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が施行され、居住エリアの安全確保の観点から立地適正化計画においては、防災指針を定めることとなりました。

◆計画の位置付け



◆目標年次

計画期間を概ね 20 年間とし、目標年次を令和 25(2043)年度末とします。

社会経済情勢の急激な変化や、都市計画に関する制度改正等が生じた場合には、概ね 10 年を目安に見直し等を検討します。

また、立地適正化計画は概ね5年ごとの評価を行い、必要に応じて見直しを行い、柔軟な運用を図り、まちづくりに関わる動きの変化への対応を図ります。



◆計画の構成(案)

序章 計画の概要
計画策定の背景・目的、計画の役割、計画の位置付け、目標年次等を示します。
第1章 市の現況と都市構造上の課題
社会潮流、上位計画における位置付け、現状、市民意向などから、都市構造上の課題等を示します。
第2章 全体構想
<ul style="list-style-type: none"> • まちの課題を踏まえて、将来都市像、まちづくりの目標、将来都市構造（拠点・軸の設定）を示します。 • まちづくりを構成する5つの分野（土地利用、みどり・水辺・都市景観、交通環境整備、防災まちづくり、人と環境にやさしいまちづくり）について、分野ごとに方針を示します。
第3章 拠点別構想
将来都市構造で位置付けた拠点ごとに、構想を示します。
第4章 誘導区域及び誘導施設（立地適正化計画）
全体構想及び拠点別構想を基にして、立地適正化計画における居住誘導区域、都市機能誘導区域・施設を示します。
第5章 防災指針（立地適正化計画）
市内の災害リスクに対応した防災・減災に関する取組施策を示します。
第6章 計画の推進に向けて
本計画の実現に向けた方策、評価・見直しに関する内容、立地適正化計画の誘導施策、進行管理、評価指標及び届出制度について示します。